

基発第0623002号

平成17年6月23日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

塩化ビニルばく露作業従事労働者に生じた肝血管肉腫の業務上外について

(回答)

平成16年11月19日付け大労発第1407号にてりん伺のあった標記につき、
下記のとおり回答する。

記

労働基準法施行規則第35条別表第1の2第7号の9に定める業務上の疾病に該当
するものと判断する。